

(外交防衛委員会)

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について

承認を求めるとの件(閣条第一四号)(衆議院送付) 要旨

この議定書は、一九七二年(昭和四十七年)二月に署名された航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正するため、二〇一四年(平成二十六年)一月に署名されたものであり、定期航空業務の運営のため、両締約国が指定できる自国の航空企業の数を経行の「一」から「二以上」に改めること等につき定めるとともに、併せて指定航空企業の就航路線を航空自由化の観点から拡大することとしている。